

城西国際大学における公正な研究活動推進のための行動規範

令和5年1月25日

学長決定

1. 趣旨

研究は、人類共通の知的資産を創造する営みであり、その成果は人類の幸福、社会及び経済の進歩と発展を支えている。教職員・学生など本学において研究活動を行う者には、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により真理を探究する権利を享受するとともに、公正な研究活動を行い、各種の社会規範や法令を遵守し、研究者として社会の負託に応える重大な責務を有する。

また、これら研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、自らの専門知識、技術、経験を活かして、真理の探究、人類の幸福、社会及び経済の発展、そして地球環境の持続性に貢献するよう努めなければならない。

研究者が行う研究活動は、研究活動に対する研究者の誠実さが前提となっており、研究活動の本質に反するデータの捏造、改ざん、盗用等の不正行為は絶対に許されるものではない。

城西国際大学及び研究者は、研究活動の果たす社会的役割の大きさに鑑み、それぞれの研究と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画する責任を負っている

本学は、このような基本的認識の下に、研究者が遵守すべき行動規範をここに定める。

2. 公正な研究活動遂行のための原則

研究活動を公正に遂行するため、研究者は以下のとおり行動しなければならない。

- (1) 客観的かつ十分な根拠に基づいて研究活動を行うこと。
- (2) 先行する研究成果を尊重し、引用や他人の仕事を評価する際には公平であること。
- (3) 各分野で適切な研究手続に沿った研究活動を行い、データの管理と利用とを適切に行うこと。
- (4) 研究への実質的貢献に基づき、オーサーシップを適切に定め、成果を公表すること。
- (5) 研究活動を遂行するに当たり、人種、性別、地位、信条、思想、宗教などによって個人を差別することなく、個人の人格を尊重すること。
- (6) 人間、動物、環境や研究する対象への配慮を怠らないこと。

- (7) 安全保障輸出管理、生命倫理、環境及び安全などの研究に関連する法令及びガイドライン類を遵守すること。
- (8) 所属する学会の規則類を遵守すること。
- (9) 国際共同研究にあっては、関係する国・組織の定めを遵守すること。
- (10) 学外の団体や企業と連携して活動を行う場合には、公共の利益や大学の責務との相反関係に陥らないように配慮を怠らないこと。

3. 不正行為及び不適切な行為の禁止並びに法令遵守

研究活動を公正に遂行するために、研究者及び大学は以下のとおり行動しなければならない。

- (1) 研究活動の遂行にあっては、法令及びガイドライン類を逸脱してはならない。捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等の研究活動における不正行為又は不適切な行為は研究活動の本質に反し、その信頼性を損なうものであり、絶対に行ってはならず、不正行為又は不適切な行為があった場合には是正しなければならない。
- (2) 研究活動における不正行為又は不適切な行為について、これらの隠ぺいや告発者への報復などの卑劣な行為を行ってはならない。
- (3) 大学は、研究活動における不正行為又は不適切な行為を防止しなければならない。また、疑義が発生した場合には、適切な対応を行わなければならない。

4. 研究倫理の保持及び向上

研究倫理を保持し、向上させるため、研究者及び大学は以下のとおり行動しなければならない。

- (1) 研究者は、研究倫理を保持し、向上させるため、自己研鑽と学習を怠ってはならない。
- (2) 研究者は、次世代への責任として、学生や若手研究者に対し研究活動の本質を理解させ、研究活動と社会との関係を適正に保つための研究倫理に関する指導を継続的に行わなければならない。
- (3) 大学は、研究倫理を普及させ、定着させるための活動を行わなければならない。

附 則 本改正は、令和5年6月9日から施行する。